

スライド番号 3～8

教育課程の再編成や学習の重点化の考え方

POINT

教育課程の再編成や学習活動の重点化についての考え方を整理し、年間指導計画や各教科等の指導計画見直しのプロセス等を例示。

E 市教育委員会の事例について

学校の一斉休業によって教育課程の基本的要素である時間や時期に関する条件が変わったことから、各学校では教育課程を再編成する必要がある。本事例は、そのための考え方やポイント、進め方やモデル例が示されている。育成する資質・能力を吟味し、複数の指導事項や単元を関係付け、来年度も含めて指導の時期や評価の検討を求めているところに特色がある。

担当アドバイザー：吉富 芳正（明星大学）

A 小学校の事例について

授業時数確保の一環として、いわゆる「宿題」の見直しが求められている。A小では「家庭学習」として単元の中に意図的に織り込んでいる。家庭学習では一人ひとりが取り組む個別の学習を行い、授業で行う学習は、集団で行う活動を優先させる。家庭学習については、単元全体を見通した計画の中に位置付けている。その際に、学年内での共有化、子どもとの共有化、学年通信や電話連絡、家庭訪問などを通して保護者と共有化を図っている。家庭学習が疎かになってしまう子どもや保護者に対しては個別に連絡や指導を行っている。

担当アドバイザー：村川 雅弘（甲南女子大学）

A 小学校の資料

「学びの保障」 家庭学習の考え方

1 家庭学習の意義

今、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するために、臨時休業が続いている。そんな中、生活リズムの乱れや学力低下が社会問題となっている。また、今後も休業や分散登校が続く可能性もあり、そうなれば学校での学習時間が十分に確保できないであろう。

そこで、学びの習慣化や学習内容の習熟・定着を図ってきたこれまでの「宿題」から、家庭での学びを単元やカリキュラムの一部として取り入れる「家庭学習」が必要となってきた。 (図1参照) 「家庭学習」について共通認識をもち、今後のカリキュラムをマネジメントしていきたい。

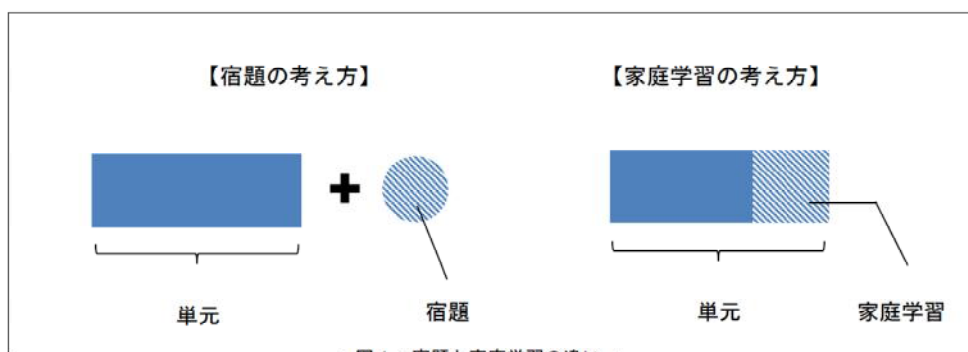


図1：宿題と家庭学習の違い

2 家庭学習のポイント ～大切にしたいこと～

(1) 単元の中に意図的に織り込む

次の3点に気を付けて家庭学習をカリキュラムの一部に位置付ける。

一つ目は、条件の違いを整理することである。学校での学習は、対話的な学習や体験的な学習など集団での学習に適している。一方、家庭学習は一人ひとりが取り組む個別の学習を行うようにする。(表1参照)

二つ目は、時間を確保することである。学校での学習時間が限られているため、授業で行う学習は、集団で行う活動を優先させるようにする。

三つ目は、単元の中でのつながりを意識することである。家庭学習が単元の中でどのように位置付けられるのか、単元全体を見通した計画が必要となる。

新型コロナウイルス感染症対策に伴う児童生徒の学習保障に向けたカリキュラム・マネジメントの取組事例（レポート）

表1：学校での学習と家庭学習の特性

学校での学習	家庭学習
対話的な学習・かかわり合いのある学習 体験的な学習	個別の学習
<ul style="list-style-type: none"> ・ 実験や観察 ・ 情報収集と交流 ・ 学習問題の共有化 ・ コミュニケーションスキルの育成 ・ 集団思考 ・ 結果の考察とまとめ ・ 振り返り（相互評価） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 疑問や問題点の発見 ・ 漢字の学習 ・ 計算 ・ 意味調べ ・ 調べ学習 ・ なわとび ・ 毛筆の清書 ・ 新聞づくり ・ 図工の下書き ・ 振り返り（自己評価）

(2) 共有化を図る

① 学年内で

学年会で単元構成や家庭学習の位置づけ、学習のねらい、支援の仕方を確認し、学年内で温度差が出ないようにする。

② 子どもと

家庭学習の目的や学習のねらいについて、子どもと共有化する。

③ 保護者と

学年通信や電話連絡、家庭訪問などで家庭学習の意義や支援の仕方を伝え、保護者と共通認識のもと、協力して家庭学習を進めていくことができるようにする。

(3) 支援の仕方

家庭学習が疎かになってしまう子どもや保護者に対して、家庭訪問や電話連絡、個別指導などを通して、学習する時間や場所、使うもの、手立ての仕方などを支援していく必要がある。

スライド番号 9,10

感染予防に配慮した学習活動の充実

POINT

感染予防に配慮したうえで、学習活動を充実させるために必要な工夫や、子供のアイデアを生かした活動づくりを例示。

F市教育委員会の事例について

本事例では、新しい生活様式の下での授業のアイデアを教育委員会で検討し紹介されている。大勢が一度に発言したり、距離が近くなったり、密集したりすることを避け、ハンドサインの活用や教材・教具の工夫によって学習指導を進めるアイデアが紹介されている。こうした手がかりをもとに各学校で更にアイデアを膨らませ、感染症対策と子どもたちの健やかな学びの保障を両立することができるだろう。

担当アドバイザー：吉富 芳正（明星大学）

B中学校の事例について

感染拡大防止及び授業時数確保の一環として学校行事の中止や延期、短縮等の検討が行われているが、概ね教職員による協議を経て決定されることが多い。本事例は、3密回避の新種目を生徒の主体的・協働的な活動を通して決定している。生徒全員を対象としたアンケートを踏まえ、運動会実行委員会で紅白に分かれて新種目を考案していく手続きが良い。子ども自身に考えさせることは、感染症及びその対策について深く学び、かつそれらの知識や技能を活用することにつながり、他の学習活動等への援用が期待できる取組である。

担当アドバイザー：村川 雅弘（甲南女子大学）

B 中学校の資料

運動会実行委員会 7月10日

新競技決定の流れ（新競技企画書）

1. 各組で1つの基となる競技を選ぶ（全員が楽しめるもの） 約5分

2. その競技を新競技にするために決めてほしいこと 約15分

①どのようにソーシャルディスタンスを保つのか。

②競技性（競技としての面白いところ、工夫点、観客が見ていて楽しめる点）

③競技の細かいルール（ポジティブな言い方で）

競技時間（試合回数など）

競技人数（小グループなのか、増えていくのか、一人なのか）

道具（どんなものか、大きさ、素材、重さ、形）

ルール（～ねばならない 例）ジャージの下は必ず着用する）

3. 各組のプレゼン 約3分 +質疑応答（アドバイスや疑問を投げかけよう）
企画書の提出（各組1枚） ヒント：●●の場合はどうしますか？

4. 次回予告

7月13日（月）放課後 競技として練り上げ作業②

スライド番号 11～14

ICTを活用した学習保障に向けた取組

POINT

臨時休業に備えICTを活用した学習支援に取り組む際の教育課程の編成・実施に係るポイントを押さえた取組を推進。

4 事例全体について

4つの事例は、ICTを活用した学習保障に向けた取組が特徴的である。オンラインで学習を行うための具体的な方法や、オンラインのよさを分かりやすくまとめている。全校集会や生徒会での話し合い等、様々な活用が紹介されており、生徒の声を基にした改善がなされている。校内でオンライン学習のチームを立ち上げて一体的に取組を推進したり、オンライン学習のコンセプトを整理して教師・生徒・保護者で共有したりするといった取組は、今後第2・3波が来るかもしれないことを想定し、今まさに準備を進めていくうえで参考となる。

A 県教育委員会の事例について

A 県教育委員会（高等学校教育課）は5月1日付（臨時休校期間中）に、県教育委員会奨励の2つのプラットフォームを前提としたオンライン学習支援を進めるにあたっての手順と留意事項、実践例を提示した。オンライン学習に着手するにあたっての環境整備、準備事項、校内で整理すべき事項が簡潔に示されているので、具体的なチェックリストとして機能する通知である。

担当アドバイザー：田村 知子（大阪教育大学）

A 県教育委員会の通知

公印省略

2 教高第 号
令和 2 年 月 日

各 県 立 高 等 学 校 長
各 県 立 中 学 校 長 殿
中 等 教 育 学 校 長

高校教育課長

「Teams」及び「Zoom 教育プラン」を用いた臨時休業期間中の
学習支援等について（通知）

臨時休業期間中の学習支援等については、生徒の実態等に応じて適切に対応していただいているところですが、臨時休業期間の長期化も見据えつつ、ICTの積極的な活用を通じた更なる工夫が求められています。

このような状況を踏まえ、この度、下記のとおり、特に「Teams」及び「Zoom 教育プラン」を用いたオンライン学習を進めるに当たっての留意点等をまとめました。

については、これを参考に、臨時休業期間中の学習支援等の一層の充実を図られますようお願いいたします。

記

1 定義

この通知において、「オンライン学習」とは、「インターネット等のメディアを利用して学校と自宅等にいる生徒の間で行われる教育・学習活動」をいうこと。

2 オンライン学習の手法及び内容

手法	内容
同時双方向通信	学習指導、HR活動、面談等
動画配信	学習指導、HR活動、集会等
クラウドサービスを利用したデータ通信	連絡、課題配信、課題提出等

3 事前の環境整備

(1) 学校内の状況確認

- 使用可能な配信用機材（PC、タブレット、Webカメラ等）の台数

新型コロナウイルス感染症対策に伴う児童生徒の学習保障に向けたカリキュラム・マネジメントの取組事例（レポート）

- ・ 生徒への貸与可能なタブレット等の台数
 - ※ タブレット型パソコン：昨年度施設課で各校 15 台配備（複数課程の学校 22 台）
 - ・ 学校内の Wi-Fi 環境の整備状況
- (2) 生徒の状況確認
 - ・ 家庭で利用可能な受信用機材（PC、スマートフォン等）の保有状況
 - ・ データ受信により過度な経済的負担が生じない環境（Wi-Fi 等）の整備状況
 - (3) 施設課への申請等
 - ・ Teams、Zoom 教育プランの必要アカウント数の申請等
 - (4) 教員間での試験的ミーティングの実施
 - ・ 配信用機材（PC、タブレット等）へのアプリのダウンロード
 - ・ 複数機材を用いた配信、受信の確認（教員のスマートフォン等を受信用として利用可）
 - (5) 教員間でのオンライン授業の試行

4 実施に向けた準備事項

- (1) オンライン学習の内容決定
- (2) Teams、Zoom 教育プラン等の使用方法等についての校内研修
- (3) オンライン学習についての生徒向け説明書作成とその周知
- (4) 家庭で受信用機材、Wi-Fi 環境が整備できていない生徒に対する機材の貸与
 - ※ 生徒に貸与可能なモバイルルーター：施設課で6月以降に順次整備
- (5) オンライン学習の時間割作成（Zoom 教育プラン利用の場合は予約 → ID・パスワードの取得）

5 校内で整理すべき事項

- (1) 生徒の参加状況の確認方法と不参加生徒に対するフォローの在り方
- (2) 授業実施における著作権法への留意
- (3) 動画配信における個人情報への留意（拡散の防止）
- (4) 年間指導計画の見直しとオンライン学習の位置付け
- (5) 評価方法の見直し（定期考査の回数、休業中の課題の取扱いなど）
- (6) 機材等の貸与が必要であるが機材等の調達が間に合っていない生徒への対応
 - ・ 感染防止対策に留意した上で少人数での学校施設の利用
 - ・ 紙資料、DVD等の郵送

6 報告書の作成・提出

年度末に、今後のオンライン学習の改善・充実の参考とするため、活用方法及び成果について報告書を施設課に提出すること（様式は別途通知）。

7 その他

- (1) オンライン学習に Teams を使用するには、専用の教員用アカウントが必要であるため、希望する教員用アカウントの数を施設課に連絡すること。
- (2) Zoom 教育プランを使用する上で必要なアカウントを施設課に申請していない学校については、施設課においてアカウントを包括的に承認し、各学校に 10 アカウントを割り当てる（アカウントの一覧表を学校ごとに別途通知）。なお、割り当てたアカウント数以上を必要とする学校については、必要なアカウント数（学級数を上限）を施設課に報告すること（様式任意）。

新型コロナウイルス感染症対策に伴う児童生徒の学習保障に向けたカリキュラム・マネジメントの取組事例（レポート）

(3) Zoom 教育プランの使用に当たっては、次の点に留意すること。

- ・ 取り扱うデータ
個人情報を含む重要情報は取り扱わないこと。
- ・ 教職員が使用するパソコン及びタブレット
新生徒用ネットワークに接続されたパソコン及びタブレットを使用すること（個人情報漏洩防止の観点から校務用パソコンは使用しないこと。）。
- ・ 利用者の制限
本サービスで使用する ID やパスワードは必要最小限の利用者に留めること。
- ・ 目的外利用の制限
本サービス及び本サービスで使用する機器を申請の目的（教育活動）以外で使用しないこと。
- ・ 利用規程の作成
学校において利用規程を作成し、情報モラルを遵守するとともに教育活動に対し安全で効果的な利用を行うこと。

(4) オンライン学習で使用するパソコン・タブレット等の設定やアプリケーションソフトのインストール等、オンライン学習を行うために必要な手続及び関係通知等については、学校ポータルサイトの「マニュアル・配布資料」を参照すること。

(5) オンライン学習に係るツールや活用方法等の情報は、学校ポータルサイトの「教育庁またはサポートからのお知らせ」に掲載しているので、定期的を確認すること。

<参考>

オンライン学習の実践例

次の(1)～(3)のいずれの場合も、課題などの学習教材は Teams、Zoom 教育プランのクラウド上に保存し、生徒各自でダウンロードして活用する。

(1) 授業の録画配信

各科目の授業動画として、黒板や電子黒板等を利用した通常の授業の様子をビデオ又は Zoom 教育プランで録画し、時間割に合わせて Teams、Zoom 教育プランを使って動画配信する。生徒は時間割に合わせて Teams、Zoom 教育プランで授業動画を視聴する。

動画1つで [導入・解説動画 20分+個人演習 25分] や、動画を2つに分けて [導入・課題設定動画 15分+個人演習 15分+解説動画 15分] という設定など、各学校で生徒の実態に応じた工夫が考えられる。

(2) 授業のライブ配信

黒板や電子黒板等を利用した通常の授業を時間割に合わせて実施し、その様子を Zoom 教育プランを使ってライブ配信する。生徒は時間割に合わせて Zoom 教育プランを通じて授業に参加する。途中、双方向でのやり取りを交えて説明や課題提示などを行う。

(3) 授業の動画配信とミーティング機能の組合せ

前半の説明は Teams、Zoom 教育プランを使って授業の録画配信、その後の補足説明や質問対応は Zoom 教育プランを利用した双方向のやり取りを組み合わせて実施する。

B 義務教育学校の事例について

B 義務教育学校は、同時双方向型オンライン学習の導入に非常に早期（3月1週目）より取り組んだ事例である。前提として一人一台のタブレット端末が整備されていたことは大きいですが、それにしても、ICT支援員との相談によるプラットフォームの決定、ポケットWi-Fi貸出についての教育委員会への要請、家庭への説明などの迅速な動きは注目に値する。校長の「学びは加速する」という理念が貫かれている。

休業期間中に令和2年度の学習内容を進め、4月第4週には全国にオンライン学習支援の様子を全国に公開して研究会を開催し他校の教員とも意見を交換した。試行錯誤の過程において、最終学年の生徒がオンライン学習のルールを作成して下級生に伝えるなど、生徒の意見を積極的に取り入れながら、開発や改善を重ねている点からも学べる。学校再開後も、全校集会や総合的な学習の時間、生徒の発案による生徒相互のオンライン学習会（自習）などオンラインを積極的に活用している。

担当アドバイザー：田村 知子 先生（大阪教育大学）

C 高等学校の事例について

C 高等学校は、4月中旬に、オンライン学習開始のためのチーム（ICTの得意な教職員、8人）を立ち上げて話し合い、動画作成のための留意事項、動画作成方法、動画撮影からアップロードへの手順などを決定した。教科ごとに動画作成に取り組み、翌週には作成した動画を生徒に視聴させ始めた。連絡日（分散登校）の機会を用いて生徒に動画視聴方法を連絡するとともに、端末やWi-Fi環境の調査を実施し、環境が整わない生徒にはDVDを届けた。「生徒の学びを止めないために良いことは教育委員会からも認められるだろう」という信念のもと迅速に動いた点が評価される。学校再開後も、動画を予習・復習や反転授業などに使用するなど授業が変わりつつあるという。また、学校再開後には、県により整備されたプラットフォームを平時から利用し生徒も教員も慣れるよう緊急時へ備えている。

担当アドバイザー：田村 知子（大阪教育大学）

D 高等学校の事例について

D 高等学校は、4 月中旬に教務主任が中心に教務部と進路指導部（情報担当を含む）のチームを立ち上げ、オンライン学習のコンセプトを整理した資料を作成した。コンセプトは、生徒も教師も「安心して参加できる」ことを大事にしたもので、教員が「いつでも、誰でも、どこでも、すぐにできる」を合言葉にした。ICT へのハードルを下げ（ルール化）校内で準備の3日間に18回の研修を行い、授業体制（授業者と配信者の2名が役割分担）を整えたところ、迅速に「同時双方向型オンライン指導」が始まり、生徒の視聴はすぐに9割を超えた。1割の生徒へは「見逃し配信」でフォローした。その間、教務主任は「カリキュラムマネジメント・モデル（田村2011ほか）」を用いて学校の状況を図的に整理・分析しながら戦略を立てて推進した。その図に他の教員も意見を付箋で貼るなどして、協働的に進行していった。上述の資料は県内の高校に校長から発信され、多くの訪問者も訪れた。学校内外の教員間のネットワークを構築しながら、新しい実践を開発している姿勢に学びたい。学校再開後は、生徒に「学校/自宅でできること/できないこと」を問いかけ、学校で絶対にやらないといけないことを明確化して優先的に授業で取り扱う工夫をしている。

担当アドバイザー：田村 知子（大阪教育大学）